

事務連絡
令和2年12月17日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆二世健康記録簿（ひな形）の提供について

厚生労働省では、原爆被爆者二世（以下「二世」という。）の方には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い実情に鑑み、二世の方に対する健康診断を実施して、その健康状態の実態を把握するとともに、健康管理に資することを目的として、平成13年度から被爆二世健康診断調査事業を実施しています。

今般、当室では、被爆二世健康診断（以下「二世健診」という。）の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿（以下「記録簿」という。）」のひな形を別添のとおり作成いたしました。

については、各都道府県、広島市及び長崎市（以下「各都道府県市」という。）において記録簿を導入する際は、下記に留意していただきますようお願いいたします。

また、被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、引き続き、二世健診を希望する方が二世健診を受けやすい環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第一 記録簿の趣旨

二世健診の結果を自身の健康管理に役立てることを目的としたもの

第二 記録簿の配布対象

二世健診受診者のうち、記録簿の配布を希望する者

第三 記録簿（ひな形）の内容

- 1 本人情報（既往歴・現病歴等）
- 2 健康診断結果記載欄（一般・精密）
- 3 予防接種記録欄
- 4 自由記載欄
- 5 親の被爆状況等

第四 記録簿の作成・活用に当たっての注意点

- 1 記録簿は携帯しやすい大きさ（例：日本産業規格A列6番）としてください。
- 2 今般提供するの記録簿のひな形です。各都道府県市において記録簿を作成する際は、管内関係者等の意見を踏まえて、地域の実情に沿った内容としてください。
(例：二世健診を実施している医療機関の一覧表の追加など)
- 3 先行事例として、健康診断受診証等を記録簿に貼り付け可能な形とし、当該記録簿を医療機関に提示することで二世健診の受診を可能にしている例もあります。二世健診を定期的に受けることを勧める観点から記録簿の積極的な活用をお願いいたします。
- 4 二世の方が記録簿を所持するか否かは御本人の意思に委ねられること、また、記録簿の全ての欄に記載をする必要はないことに留意するとともに、記録簿の配布や趣旨説明等に当たっては、二世の方及び被爆した親の感情等に十分配慮するようお願いいたします。
また、二世の方が記録簿を所持していない場合でも、二世健診の受診を妨げることがないようにしてください。
- 5 記録簿の作成に要する費用は、被爆二世健康診断調査事業実施要綱第8の(2)「健康診断実施のための事務に必要な経費」により計上してください。

第五 その他

- 1 被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、「被爆二世健康診断調査事業の実態調査について（結果）」（令和元年7月19日事務連絡）の趣旨を踏まえ、広報誌等を用いた二世健診の実施の広報、二世健診の目的や受診項目等の周知を検討するとともに、二世健診の申込み及び実施可能な期間は、長期間確保していただくようお願いいたします。
- 2 被爆した二世の親が被爆者健康手帳を所有していないことのみをもって二世健診を受診できない取扱いとするのではなく、親の氏名・被爆状況等の記入、御本人の申し立てや生年月日の確認などの方法により二世であることが確認できる場合には、二世健診の対象とするなど、受診要件について、柔軟な対応をお願いいたします。

以上